

三次市教育委員会議案第47号

三次市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(館外貸出し)	(館外貸出し)
第5条 略	第5条 略
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) <u>図書館資料の広域利用に関する申し合わせ事項により，広域利用を認めている市町に居住している者</u>	_____
(6) <u>前各号に掲げるもののほか，あらかじめ教育委員会の承認を得て，指定管理者が認めた者</u> (貸出点数等)	(5) <u>前各号に掲げるもののほか，_____，指定管理者が認めた者</u> (貸出点数等)
第13条 貸出しを受けることができる図書館資料等は，1人1回につき <u>10点以内</u> とする。	第13条 貸出しを受けることができる図書館資料等は，1人1回につき <u>5点以内</u> とする。
2 略	2 略
3 前2項の規定にかかわらず，指定管理者が特別に理由があると認めるときは， <u>あらかじめ教育委員会の承諾を得て</u> ，これを変更することができる。	3 前2項の規定にかかわらず，指定管理者が特別に理由があると認めるときは，_____，これを変更することができる。
4 略 (団体への貸出点数等)	4 略 (団体への貸出点数等)
第14条 1及び2 略	第14条 1及び2 略
3 前2項の規定にかかわらず，指定管理者が特別に理由があると認めるときは， <u>あらかじめ教育委員会の承諾を得て</u> ，これを変更することができる。	3 前2項の規定にかかわらず，指定管理者が特別に理由があると認めるときは_____，これを変更することができる。